

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	地方税賦課徴収関連事務 評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

白鷹町は、地方税賦課徴収関連事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

白鷹町長

## 公表日

令和1年6月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税賦課徴収関連事務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地方税その他の地方税に関する法律及び町税条例に基づき、納税者からの申告又は調査等により課税し徴収する。また、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。</li><li>・納税者等からの申請に基づき、税情報から課税証明書・所得証明書等を発行する。</li></ul> <p>【特定個人情報ファイルを取り扱う業務】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1.納税者からの申告情報・届出及び調査等による課税管理業務 (個人町民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税、入湯税、国民健康保険税)</li><li>2.収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務</li><li>3.滞納者情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理業務</li><li>4.納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務</li></ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1、個人住民税システム</li><li>2、固定資産税システム</li><li>3、軽自動車税システム</li><li>4、国民健康保険賦課システム</li><li>5、収納管理システム</li><li>6、滞納管理システム</li><li>7、団体内統合宛名システム</li><li>8、申告支援システム</li><li>9、国税連携システム</li><li>10、地方税電子申告システム(eLTAX)</li><li>11、中間サーバー</li></ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、国民健康保険税賦課情報ファイル、入湯税情報ファイル、収納・滞納管理情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"><li>1、地方税法</li><li>2、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の16の項</li><li>3、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条</li></ol>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>【情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第19条第7号及び同法第21条、同法第22条第1項・番号法別表第二中の第3欄が「市町村長」となっているもののうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれている項</li></ul> <p>【情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第19条第7号及び同法第21条、同法第22条第1項 (番号法別表第二項番27)</li><li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条</li></ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務出納課
②所属長の役職名	税務出納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務出納課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

